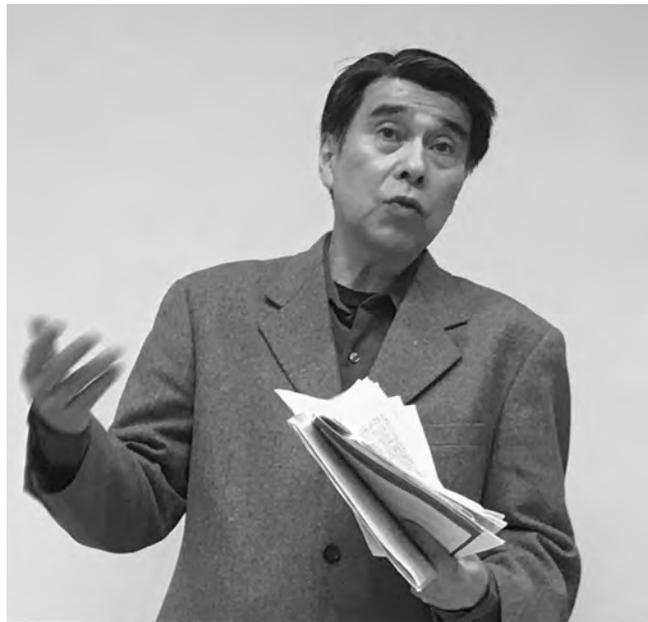


吉田敏浩さん(ジャーナリスト)をお迎えして

日米合同委員会、米軍優位の密約機関

謎の権力構造に岡村昭彦の問題意識と方法論を活かして迫る



第33回AKIHIKOの会は、岡村昭彦の祥月命日三月二十四日(土)、東京・神田神保町、ブックハウスカフェ・ギヤラリーで開催。講演をジャーナリストの吉田敏浩さんにお願いしました。吉田さんは岡村昭彦の会の世話人でもあり、「岡村昭彦の問題意識」を継承しているジャーナリストの一人です。

吉田さんは、昨年八月一九日、創元社刊『「日米合同委員会」の研究』で、日本ジャーナリスト会議賞(JCJ賞)を受賞されました。

このJCJ賞は日本ジャーナリスト会議が年間の優れたジャーナリズム活動や作品を選定して顕彰しているもので、今回で六〇周年となります。

吉田さんの講演は、著書『「日米合同委員会」

の研究』に沿って「日米合同委員会、米軍優位の密約機関。謎の権力構造に岡村昭彦の問題意識と方法論を活かして迫る」というタイトルでした。

吉田さんは「外務省北米局長など日本のエリート官僚と在日米軍司令部などの高級軍人やアメリカ大使館公使によって組織されている『日米合同委員会』という謎の組織が、日米地位協定の解釈や運用について協議を重ね、秘密の合意を生みだしている。

敗戦直後から今日に至るまで、都心の米軍施設や外務省を使って隔週の木曜日にこの会合は続けて開かれているが、実態は秘密のベールで包まれている」と語りました。

これらの密約は、日本の国内法を無視して米軍に治外法権に等しい特権を与えているとして、具体例として「航空管制委任密約」(75年)では、「横田空域」や「岩国空域」の航空管制を法的根拠もなく米軍に事実上委任していると説明しました。

これまで幾度も問題となってきた米兵や軍属が罪を犯しても基地に逃げ込めば、起訴までは米国側に身柄があるため、証拠不十分で不起訴に終わるケースや「日本にとって実質的に重要な事件以外は裁判権を行使しない」という密約も明らかにしました。

映像を交えた講演は90分。講演後も活発な質疑応答が行われ、関心の高さが窺われました。

没後33年の時を経て、岡村昭彦の問題意識が現場のジャーナリストに継承されていることを改めて再確認する機会となりました。講演会の参加者は48名、懇親会参加者は23名でした。

日米合同委員会、米軍 優位の密約機関

― 謎の権力構造に岡村昭彦の問題

意識と方法論を活かして迫る―

よしだとしひろ

吉田敏浩



こんにちは。ジャーナリストの吉田敏浩です。今日は岡村さんが亡くなられた命日、この日に講演させていただくことを光栄に思っています。

私は岡村さんに一度だけお目にかかったことがあります。一九八二年一月二十九日、東京・NHK放送センターでした。当時NHK教育テレビで『若い広場』という対談番組があり、「さらばコンバットフォトグラファーよ」という題で、戦争をめぐる報道写真についての座談会がありました。

岡村さんがメインのゲストで、鍵和田良輔さん、恵谷治さん、そして私が出席。ベトナム戦争やアフガニスタンでの紛争、ビルマの少数民族の自治権闘争について、岡村さんを囲んで話しました。

当時私は二四歳でした。現在はもう六〇歳になりました。岡村さんとはまさに一期一会で、その時のことは今でも鮮明に覚えています。

岡村さんはベトナムで撮った写真を見せながら、「歴史のジャッジに耐えうる証拠力の強い写真が報道写真の基本だ」とおっしゃいました。

また「写真というのはシャッターを切る以前のカメラマンの思想によって違ってくるから、今日の報道写真に問題があるとすれば、シャッター以前のカメラマンのインプットが二一世紀を目指していく人間を記録するには足りないのではないか」という厳しい指摘もありました。

そして、「我々はいまどんな時代に生きている

のかという、これまでの歴史を踏まえて、そしていま起きていること、それが今後どう繋がっていくのかという問題意識を常にしっかり持たなくてはいけない」と強調されていました。

その後、私は岡村さんの言葉を胸に、岡村さんの『南ヴェトナム戦争従軍記』や『兄貴として伝えたいこと』などの本を読みながら、自分のテーマであるアジアの、ビルマの少数民族の自治権闘争の取材と取り組んできました。

私は一九八四年から八八年にかけての四年近く、ビルマ北部のシャン州、カチン州で自治権闘争をしている少数民族の取材をしました。八八年秋に帰ってきた時、岡村さんにお会いして、また教えを乞いたいと思っていたのですが、すでに岡村さんは八五年に亡くなられていました。

その後、岡村さんの著作集などを読みながら、岡村さんの問題意識に触発されながら、今日まで自分なりに仕事をしてきました。

私がビルマ、いまのミャンマーで取材しているとき、カチン州という北部の地域で、地元の人が「ジャパン・マジヤン」と言っていました。カチン語で「マジヤン」というのは戦争という意味です。つまり「日本戦争」と言っていたのです。

日本軍がやってきて起こした戦争という意味です。日本軍の憲兵によって連合軍のスパイの疑いをかけられ、拷問されたり、家族が殺されたりし

た人の話を聞いたり、山奥の村で日本軍の飛行機が爆撃したということも聞きました。

そのとき私は初めてアジア・太平洋戦争での日本の加害の歴史に直面したわけです。

その後日本に帰り、日本を再び戦争する国にしてはいけない、加害の歴史を繰り返してはいけないという問題意識を強く持つようになりました。

最近、日本はアメリカと「日米新ガイドライン」を結び、安倍政権のもとで集団的自衛権の行使容認ということがあって、米軍の戦略のもとで日本が再び海外で武力行使をしかねない時代になってきて、私は危機感を覚えています。

ベトナム戦争やイラク戦争などで、米軍が在日米軍基地を拠点に訓練し、出撃を繰り返すという現実がありました。アメリカに常に追従している日本政府の姿勢を問題だと考え、二〇〇〇年代に入ってから、私は基地問題を取材し始めました。

在日米軍基地が訓練・出撃拠点となっているのを日本政府は容認しています。それはアメリカの軍事介入を容認し、ベトナムやイラクに対して戦争の間接的な加害者になることを意味します。

米軍による自由な基地使用、軍事行動を許している根底に「日米地位協定」という安保条約の付属協定があります。日本における米軍の特権、米軍優位の不平等な法的地位を定めた協定です。

その地位協定によるアメリカの特権を強固なものにしているのが、今日のテーマである「日米合

同委員会」という組織です。それは、日本の高級官僚と在日米軍司令部などの高級軍人による密室の協議機関です。そのことを、ちょうど十年前に知りました。それから資料を集め始め、取材を重ねて、二〇一六年末に『日米合同委員会の研究』としてまとめたのです。



今日はこの内容と、折にふれて岡村さんの言葉で問題意識を触発されたことをお話ししながら、進めていきたいと思えます。

最近、米軍機の墜落事故や不時着、部品落下などが頻発しています。沖縄北部の高江にヘリコプターが緊急着陸（実質的には墜落）、炎上しました。宜野湾市の普天間基地の側にある普天間第二小学校ではヘリコプターの窓枠が校庭に落下しました。三沢基地の戦闘機が燃料タンクを小川原湖に落としました。それ以前にも、オスプレイが名護市の東海岸に墜落して大破しています。

こうした事故が繰り返されても、米軍が現場を封鎖して、日本側は現場検証も事情聴取もできません。これは日本全国どこで起きてもそうですが、地位協定の合意議事録により、日本の警察や海上保安庁はアメリカ側が認めない限り、現場検証や事情聴取はできないようになっていくのです。

日本政府はアメリカに対して事故原因の究明や飛行自粛を求めますが、米軍は事故原因の究明は二の次で、訓練飛行を再開し、日本政府は容認するばかりです。

米軍基地周辺住民による米軍機騒音訴訟が繰り返し提起されています。東京では横田基地、神奈川県では厚木基地、沖縄では嘉手納基地や普天間基地です。米軍機の主にジェット機の爆音による騒音が激しく、眠れない、頭痛がする、耳鳴りがする、動悸が激しくなる、血圧が上がる、会話ができない、テレビが聞こえないなど、生活への侵害、心身の苦痛を訴える騒音公害訴訟です。

基地周辺住民は損害賠償を求め、さらに夜七時から朝七時までの夜間早朝の飛行差し止めを求めています。裁判所は騒音公害の違法性と損害賠償は認めます。しかし、住民が最も望む肝心の飛行差し止めは認めません。日本政府は米軍の活動を規制できないから、というのがその理由です。つまり米軍に対し日本の行政権も司法権も及ばない状態になっているのです。しかも損害賠償金は日本政府にも瑕疵があるということ、アメリカの

肩代わりをして国費で支払っています。

厚木基地と普天間基地の騒音訴訟の原告の人たちを取材して、私の本にも書いていますが、生活権、幸福追求権という憲法に定められた人権が、米軍によって侵害されているのに、裁判所はそれを救済しないのです。米軍の活動に対して日本の行政権も司法権も及ばないということは、米軍は事実上の治外法権下にあるということです。人権侵害が行政によっても司法によっても救済されない状況になっているわけです。

基地周辺だけでなく、米軍は北海道から沖縄まで勝手に低空飛行訓練ルートを設定して、オスプレイなども訓練飛行をしています。四国山地や中国山地などで危険な低空飛行訓練をしています。これも米軍が勝手にルートを設定したものです。日本の航空法では、人口密集地では、周囲六〇メートルの内で一番高い建物から三〇〇メートル上が最低安全高度、人口密集地以外は地面や水面から一五〇メートルという最低安全高度が決められているのに、米軍は守りません。地位協定に伴う航空法特例法で、米軍に対し適用除外を認められているからです。一九五二年に安保条約と地位協定が発効するときでできた特例法です。

危険な低空飛行訓練が野放しにされているのも、米軍優位の不平等な日米地位協定と特例法が、米軍の特権を認めているからです。

ほかに日米合同委員会の合意で基地の提供を決める「全土基地方式」があります。基地とする場所を限定せず、原則として日本のどこでも基地として提供できるという方式です。

さらに米軍人は出入国自由です。米軍は出入国管理制度の枠外で、航空機や艦船によって日本に自由に出入りできます。

基地を自由に管理・運営して軍事活動をする、いわゆる「排他的管理権」も保障されており、日本政府の規制が及ばないようになっています。

基地返還の際の原状回復や補償の義務を負わない特権もあります。燃料や化学物質などによる土壌汚染、環境汚染などが起きても、原状回復やそれに代わる保障の義務も負わなくていいのです。

米軍人・軍属の公務中の犯罪(過失致死傷など)の第一次裁判権は米軍側にあります。公務外の犯罪では日本側に第一次裁判権がありますが、被疑者の身柄が米軍側にあるときは日本側が起訴するまでは身柄の引き渡しをしないなど、米軍側に有利な規定です。

こうした地位協定による米軍優位の不平等な状態で、日本は真の独立国・主権国家といえるのでしょうか。

岡村さんはベトナム戦争当時、日本政府がアメリカの軍事介入を支持し、米軍に基地を自由に使用していることを批判し、その背後の日米安保体制への批判的視点を持っていました。

今も岡村さんの著作を繰り返し読んでいますが、岡村さんは一九六五年に沖縄を訪れて、北部のジャングル戦闘訓練場で米海兵隊員などが訓練している様子を取材し、撮影しています。そして、「特殊部隊から海兵隊へ」(『世界』一九六七年五月号)に、岡村さんはこう書いています。

「沖縄という私たちの祖国の一部からもベトナムの戦場に向かってアメリカ海兵隊は、すでにおよそ六万名、海兵隊の飛行機が独自に四〇〇機も参加し、さらに続々と増援されつつある」

また「ベトナム反戦ストで考えたこと」(『世界』一九六六年一二月号)では、「日本は平和憲法を持っており、他民族を永久に侵略しないと世界に約束していながら、実は沖縄県という日本の国土が基地となり、ベトナムの戦場に公然と大量の軍事物資と兵員が送られ、ベトナムの人々がそれによって殺されている」と書き、日本が戦争の間接的な加害者になっている現実を指摘しています。

その上で「日本人が世界でただ一つの平和憲法を持つことの重みをしっかり自覚し、真の平和への可能性をあくことなく探求し、われわれの子孫に、また世界の国々に、平和憲法を持つ民族の輝かしい未来図を示すことの義務と責任」を訴えています。

ですから岡村さんは、憲法九条を重視していました。岡村さんは一九二九(昭和四)年生まれです。自分たちの世代が、当時の軍国主義によって戦争体制に協力させられた世代だという認識を持

ち、同じようなことを二度と繰り返してはいけな
いという問題意識を抱いていたのでしよう。日本
が直接的に軍事作戦を行なっていないとしても、ベト
ナム戦争に在日米軍基地を自由に活用させている
ことは、加害者の側にいることなのだから、よく
よく考えなきゃいけないと、岡村さんは強調して
いたのです。

私もそうした岡村さんの問題意識に触発されて
きました。

では、沖縄と厚木の基地の写真をお見せします。
これは普天間基地です。オスプレイが駐機してい
ますが、市街地の真ん中にある基地です。

オスプレイが訓練飛行をしている写真です。市
街地の上を低空で飛んでいます。このように米軍
機が自由にどこへでも低空で飛んでくるわけです。
マンションの上、アパートの上、家の上、病院の
上、学校や保育園などの上にも飛んできます。こ
れに対して日本政府はまったく規制できません。



せめて学校の上や病院の上は飛ばないように、
なるべく避けるようにという合意を、オスプレイ
の配備に際して、二〇一二年に日米合同委員会で
決めました。しかし、米軍が運用上必要な場合は
その限りではないといった留保がついていて、完
全に禁止できる規制にはなっていない。

オスプレイは、みなさんご存知のように非常に
機体が不安定で、世界各地で事故を起こしていて、
事故率の高い危険な垂直離着陸送機です。

神奈川県の大和市と綾瀬市にかけてある厚木基
地です。滑走路の北側の市街地上空をジェット機、
米軍の空母艦載機が飛んでいます。

最近、空母艦載機部隊が岩国基地に移駐し、厚
木基地の爆音は以前ほど激しくなくなったそうで
すが、今後も訓練の中継拠点として使うこともあ
ると米軍は言っているのです。完全に米軍機が飛ば
なくなるわけではありません。過去に繰り返し墜
落事故も起きていて、死傷者も出る事故が神奈川
県や東京の町田市などで起きています。



日本の空を使って訓練飛行した米軍機が、外国
に行つて軍事作戦で爆撃してくるわけです。米軍
はよく誤爆や付随的被害などと表現しますが、民
間人に被害が及び、死傷者が出ることは始めから
計算に入れて空爆しているのです。厚木基地の米
軍機はイラクで、三沢基地の米軍機はアフガニス
タンやイラクで、空爆作戦に参加してきました。

日本の空と陸と海が米軍の戦争訓練の拠点とな
り、基地が出撃拠点となっている現実が続いてい
ることを忘れてはなりません。

こうした在日米軍の軍事行動にフリーハンドを
与えているのが地位協定。それをより強固にする
ための裏の仕組みが、日米合同委員会の合意とい
うものなのです。

さて本題です。日米合同委員会のメンバーは、
日本の高級官僚と在日米軍の高級軍人です。日米
地位協定の解釈や運用に関する協議機関で、議事
録や合意文書は原則として非公開です。合同委員
会の実態は謎にまつまれています。

日本側代表は外務省北米局長で、アメリカ関係
の政策を担当する責任者ですね。それから代表代
理には法務省大臣官房長や防衛省地方協力局長な
ど、五人の高級官僚たちがなっています。

アメリカ側代表は在日米軍司令部副司令官とい
う横田基地にいる軍人。代表代理は在日アメリカ
大使館公使や在日米海軍司令部参謀長や在日米海
兵隊基地司令部参謀長など六人です。

アメリカ側は大使館公使以外は全員軍人です。日本側は文官なのに、アメリカ側はほとんど軍人という構成は、国際的な協議の基本的スタイルからみても変則的なものになっています。

これが本会議という位置づけで、その下に施設、財務、労務、出入国、通信などの分科委員会があります。さらにその下に建設・港湾・道路橋梁などの部会があります。これら全部を含めて「日米合同委員会」と総称されています。

では分科委員会や部会で何を協議するのかというと、基地・演習場の場所の決定、基地・演習場のための土地収用、滑走路など各種施設の建設、米軍機の航空管制、訓練飛行や騒音、墜落事故などの被害者の補償、米軍関係者の犯罪の捜査や裁判権、基地の環境汚染、基地の日本人従業員の雇用など、さまざまな問題が協議されます。

分科委員会や部会は、各部門を管轄する日本政府省庁の局長・部長・課長などと、在日米軍司令部の高級将校たちが実務的なレベルで協議をして、合意したものを「勧告」や「覚書」として合同委員会の本会議に提出して承認を得るという手続きをとるのです。

通常の国際協議ではあり得ない軍人对文官の組み合わせで、アメリカ側は軍事優先で協議に望み、要求を出してきます。もともと米軍に有利な日米地位協定が土台ですから、ほとんどの場合米軍に有利な合意が結ばれるのが実態なのです。

日本は一九五二年四月二八日の対日講和条約（サンフランシスコ講和条約）で独立を回復しました。それにより占領軍は日本から引き上げるはずでしたが、占領軍だった米軍は日米安保条約を結び、駐留軍に衣替えして法的地位を変え、駐留することになったのです。

占領中使用していた日本の基地、演習場などを占領中と同じように継続できるように日米行政協定（現地位協定）がつくられ、より細かい取り決めるをする機関として、日米合同委員会が発足していくのです。

日米合同委員会の本会議は毎月、隔週の木曜日午前十一時から外務省の会議室とニューサンロー米軍センター（港区南麻布にある米軍関係者の高級宿泊施設）にある在日米軍司令部専用の会議室で、交互に開かれます。

分科委員会や部会は、各部門を管轄する各省庁や外務省、在日米軍施設で、必要に応じて開かれます。全て関係者以外立ち入り禁止の密室の会合です。

日米合同委員会の密室での協議の議事録や合意文書は原則非公開になっていて、情報公開法に基づいて文書開示請求をしても全面不開示です。国会議員にさえも非公開です。

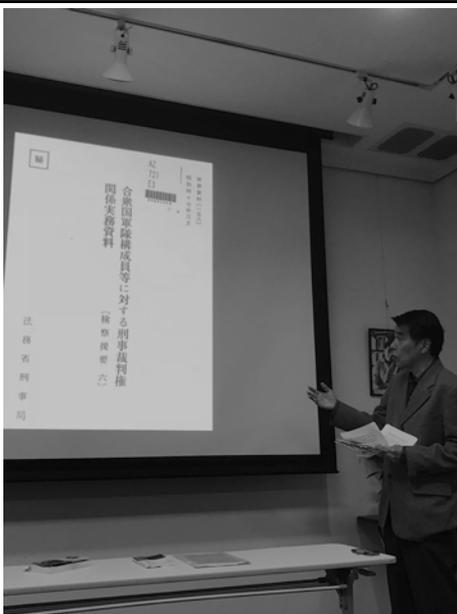
さまざまな重要な合意がありますが、合意の要旨は外務省や防衛省のホームページで公開してい

ます。しかし、ごく一部で、要旨だけです。ときには米軍に有利な内容が削除されたケースもあります。主権者である国民の代表の国会議員が、日米合同委員会の議事録や合意文書の公開を求め、日本政府は「日米両政府の合意がない限り公開しない」となっているので、公開できないと非公開を続けてきているのです。

日米両政府の合意がない限り公開しないことを決めたというその文書の開示請求をしても、それさえも非公開になるという非常に徹底した秘密主義をとってきているのです。

ですから日米合同委員会の実態を知るためには、法務省や外務省や警察庁、最高裁などの秘密資料・部外秘資料を調査するしかありません。

次の写真を見ていただきます。



これはそういう部外秘資料のひとつです。「秘・合衆国軍隊構成員等に対する刑事裁判権関係実務

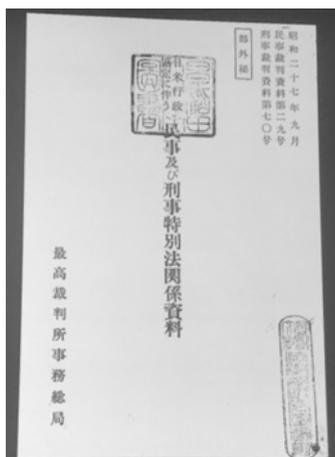
資料」で、法務省刑事局が出しています。これは
検察資料の一五八という通し番号がありますね。

昭和四七年、一九七二年発行です。これは米軍
人、軍属、それらの家族が事件・事故を起こした
とき、検察がそれをどう取り扱うかというマニユ
アルです。いわば検察の裏マニユアルです。

ここには、日本側の当局は被疑者の米軍人・軍
属が公務執行中かどうかまだはつきりしない段階
でも、身柄を米軍側に引き渡すように決めた日米
合同委員会の合意などが示されているんです。

これは国会図書館にありました。米軍関係の事
件を扱った検察官の遺族が蔵書整理のあと古書市
場に出したのでしょうか。そういったものを、国会
図書館や大学図書館が買ったたりするケースがある
わけです。

次は、「日米行政協定に伴う民事及び刑事特別法
関係資料」といって、最高裁事務総局がつくった
資料。昭和二十七年、一九五二年ですね。部外秘と
あります。これも米軍関係の裁判を扱うときの裁
判官のための裏マニユアルですね。

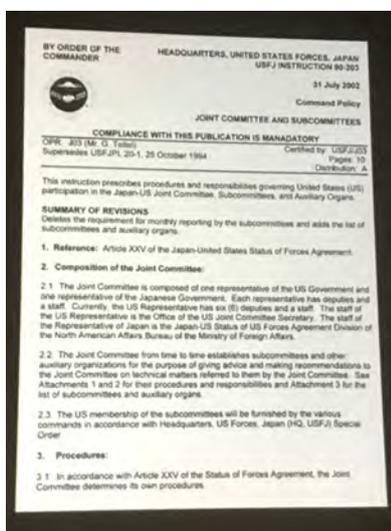


米軍機の墜落事故などの遺族・被害者が、民事
裁判でその事故の責任を追及するため、米軍の事
故調査報告書などの提出を求める、文章送付嘱託
という手続きがあります。しかし、それがアメリ
カの利益を害するような情報の場合、米軍の文書
などは法廷に出さなくてもいい、さらに、そうし
た情報を公にしそうな米軍人、軍属は証人として
出頭させなくてもいいという、アメリカ側に有利
な日米合同委員会の合意が書かれています。

これは早稲田大学の図書館の書庫にあつて、私
が見つけました。警察、警察庁もこういった類似
の資料を出しています。

このほか「日米地位協定の考え方」という外務
省の機密文書もあります。

次は在日米軍の内部資料で、私が信頼できるル
ートを通じて手に入れたもので、『JOINT
COMMITTEE AND SUBCOMMITTEES』です。



合同委員会と分科委員会がどんな権限を持って
いるかなどを説明した在日米軍司令部の内部文書
です。

これによると日米合同委員会のアメリカ側代表、
日本側代表は単に合同委員会における双方の代表
だけではなくて日米両政府を代表する立場にある
ということが書かれています。

そういう権限を委任されているのが日米合同委
員会なのです。ですからここで合意すれば、日本
の場合は形だけ閣議決定などの手続きは必要です
が、どこをどう基地として提供するか、あるいは
は裁判権に関してもアメリカ側に有利な合意でも
日米両政府の決定になってしまふのです。

しかもここで取り決めたものは日米両政府を拘
束するような、非常に強い権限を持っていること
がこの文書には書かれています。

こうしたことが妥当なのかどうか検証しようと
も、議事録とか合意文書を非公開にしていますか
ら、チェックできないという状況なんですね。

静岡県立大学附属図書館に岡村さんの蔵書を収
めた岡村昭彦文庫があります。私も一度訪ねまし
た。その岡村さんの蔵書の中にも、最高裁判所事
務総局の部外秘資料『日米行政協定第十七条の改
正および国連軍に対する刑事裁判権の行使に関す
る協定関係資料』や国家地方警察本部刑事部捜査
課の部外秘資料『日米行政協定と刑事特別法』が
あります。これらは一九五〇年代の部外秘資料で、

岡村さんも古書店で多分見つけられたのだと思うのですが、ちゃんと入っていました。

この中に、米軍人、軍属、それらの家族による事件、事故の時にアメリカ側に有利に処理するといった警察官や検察官の裏マニユアルの文書、日米合同委員会の合意文書も含まれています。

岡村さんがこれらの資料をもとに書いた文章はないのですが、問題意識は持っていたということがわかって、私は改めて岡村さんの問題意識の深さに感心しました。

私が『「日米合同委員会」の研究』をまとめていくときに、著作やインタビューなどに出てくる岡村さんの言葉や問題意識、方法論が大きな手がかりとなりました。

「資料というものは常に権力側が持っている。たとえば、ロンドンの書店や図書館の“行政”というコーナーにある書物には、イギリスの植民地支配の手練手管がたくさん詰まっている」

岡村さんはアイルランドに住み、アイルランド問題について深く取材しています。イギリスはアイルランドで植民地支配のさまざまな手練手管というか、ノウハウを身につけていくわけですね。土地を奪う方法とか、植民地下の住民をいかに分断するかといった治安対策、土地対策などです。岡村さんは、そのような書物や資料を調べる問題意識を持たなくてはいけないということを、たくさん語っています。

また「われわれは歴史を学ぶ場合に、まず資料というものは、常に権力側にあるのだということ忘れてはいけません。たとえば農民一揆の資料は、一揆を起こした農民の側にはほとんど残されておらず、一揆を弾圧した村役人側に詳細に記録されているものです。ですから、権力側の記録を、民衆の眼で読み直す努力が、どうしても必要になってきます。だからこそ、あれは権力側の資料だ、などとそっぽを向くことは、事実を明らかにする意志のないことになります」とも述べています。やはり資料や統計は、権力機関つまり政府機関、行政機関が持っています。

最近の森友文書問題をめぐってもわかりますが、国有地の不当な取引についても全部記録しているわけです。それを廃棄したとウソを言ったり、都合のいいように改ざんしたりしていたわけです。

そういう公文書、公開している資料であれ、非公開の資料であれ、権力側・政府機関が持っている資料を探っていくなければ、歴史の事実はわからないのです。さらに権力側の記録を民衆の眼で読み直して、他の資料と照らし合わせながら解明していかなければならない。

ジャーナリズムの権力監視、権力をチェックする本来の役割というのはまさにこういうことなのですが、そのことを岡村さんは強調していました。

日本の主権を侵害し、「憲法体系」を無視して、

米軍に特権を認める日米合同委員会の密約。その数と全貌はわかりませんが、「密約体系」と呼べるほど膨大なものになっているはずですが、それが公表されないもので、私は密約といいますが、その全貌はなかなかわかりません。わかっているだけでも以下の通りです。

- 「裁判権放棄密約」(1953年)
- 「身柄引き渡し密約」(1953年)
- 「公務証明書密約」(1953年)
- 「民事裁判権密約」(1952年)
- 「秘密基地密約」(1953年)
- 「日本人武装警備員密約」(1952年)
- 「航空管制委任密約」(1975年)
- 「航空管制・米軍機優先密約」(1975年)
- 「富士演習場優先使用権密約」(1968年)
- 「嘉手納ラプコン移管密約」(2010年)

私は「富士演習場優先使用権密約」を知ったとき、岡村さんの海兵隊に関する著作を思い出しました。静岡県御殿場市の東富士演習場について書いています。『岡村昭彦集2世界史の現場からI』所収の「アメリカ海兵隊の歴史」の中です。

アメリカ海兵隊は、大統領が宣戦布告をせずに投入できる部隊です。ベトナム戦争にも投入されました。海兵隊はアメリカの軍事戦略に非常に重要な位置を占めていると岡村さんは着眼して、「アメリカ海兵隊の歴史」をまとめたのです。

その中に「東富士演習場と海兵隊」という節が

あつて、一九六〇年代当時、ベトナムに派遣された海兵師団には戦術核兵器の一種である核砲弾を使用する計画がありました。大砲で撃ち出せる核兵器です。結局は使いませんでした。北ベトナム軍と南ベトナム解放民族戦線を制圧するために、局地限定核戦争を想定していたのです。

その訓練地として静岡県にある東富士演習場を選んだと岡村さんは書いています。

当時、南北ベトナムを分ける北緯一七度線の南側の非武装地帯の海岸線からラオス国境までの山岳地帯が、その局地限定核戦争の戦場として想定されていて、その地形を考えた場合、東富士演習場が訓練地に適当だとして選ばれたようです。

沼津にある今沢海岸。これは今も米軍の海浜訓練場で基地ですが、そこに沖縄駐留の海兵師団の砲兵部隊が上陸して、そこから富士演習場（東富士演習場のこと）で訓練して、またそこから上陸用舟艇に乗ってベトナムの戦場に向かったと、岡村さんは静岡県平和委員会という市民団体の調査に基づいて書いています。

この東富士演習場は六八年に日本側に返還されますが、返還後も米軍が年間最大二七〇日優先使用できる要求を日米合同委員会として、「富士演習場優先使用権密約」が結ばれました。その背後にベトナム戦争でのこうした動きがあったことが、岡村さんの著作と照らし合わせてわかりました。

このような日米合同委員会の密約を、戦後日本

の法体系の構図の中に位置づけるとすると、まず「安保法体系」と「憲法体系」の対立を見なければなりません。

「日米安保条約―地位協定（旧行政協定）―安保特例法・特別法」の法的構造を「安保法体系」と呼びます。

「日本国憲法―一般の法律―命令（政令など）」の法的構造を「憲法体系」と呼びます。

この憲法学の「二つの法体系」論は憲法学者の長谷川正安氏が提唱したものです。

一九五二年に発効した対日講和条約、安保条約、行政協定（現地地位協定）により、米軍は占領軍から駐留軍へと法的な地位を切り替えました。それに伴って、米軍に占領時代と実質的に同じように基地の自由使用とフリーハンドの軍事活動を保障するため「安保法体系」がつくられたのです。

日本政府は行政協定の実施に伴って米軍を特別扱いする一連の国内立法措置をとりました。

基地のために国有地を無償提供し、返還時の原状回復や補償の義務も免除する「国有財産管理法」、基地のために民有地の強制収用を可能とする「土地等使用特別措置法」、航空法で定めた最低安全高度や飛行禁止区域の遵守・夜間飛行の際の灯火や騒音基準適合証明などの義務を米軍機に対して適用除外にする「航空法特例法」、米軍基地への許可なしでの立ち入り・軍事機密の探知などを罰する「刑事特別法」など、「安保特例法・特別法」と総称される一七の法律を制定しました。

この「安保法体系」は、米軍に特定の治外法権を認め、出入国管理権、関税自主権、刑事裁判管轄権など日本の主権に制限を加えるものです。

それは平和主義と国民主権に基づく「憲法体系」と矛盾・対立します。「安保法体系」は米軍に「憲法体系」に制約されない基地使用と軍事活動の自由特権を保障しているのです。

「憲法体系」にもとづく法治国家構造のなかに、米軍に関する一種の「治外法権ゾーン」ができ、「安保法体系」により「憲法体系」が侵食されると言えます。「安保法体系」が「憲法体系」よりも実質的に優位にあり、米軍の基地運営・軍事活動のフリーハンドの特権を保障しているのです。

それが日本政府の対米従属の根本的構造をもたらしています。

この「安保特例法・特別法」の法案づくりの日米合同委員が関与しました。

それは、米軍の統合参謀本部が秘密指定を解除し、公開されたアメリカ側の公文書によってわかりました。

航空法特例法により米軍機に対して最低安全高度などを適用除外することについて、一九五二年に法案作成の過程で、中身を日米合同委員であらかじめ協議して法案がつくられたのです。

そういう事実がアメリカで公開された文書からわかります。ですから日米合同委員会はこの「安

保法体系」の最初のところから関与していたわけです。この日米合同委員会の密室の合意は、「安保法体系」につらなるとも言えるし、一種の「密約体系」を成して「安保法体系」を裏側から支えているとも言えます。



もう少し具体的に説明しますと、日米合同委員会の密約には、明らかに国内法を超越して運用されるものがあります。たとえば、「身柄引き渡し密約」。日本の警察に逮捕された米軍人・軍属が公務中なのかどうか、まだはつきりしない段階でも、

身柄を米軍側に引き渡すというものです。

これは日米合同委員会裁判権分科委員会刑事部会という、刑事裁判権、米軍人・軍属の犯罪事件・事故の処理に関して協議をするところで、日本側は法務省刑事局の官僚、アメリカ側は法律に詳しい法務官と言われる将校たちが、一九五三年一月二二日に合意したものです。

この合意では、「米軍人・軍属の犯罪が公務執行中に行われたものであるか否かが疑問であるときには、被疑者の身柄を当該憲兵司令官に引き渡すものとする。合衆国の当局は当該被疑者の公務執行の点に関し、すみやかに決定を行い通知するものとする」となっており、これはあきらかに米軍側に有利です。

たとえば自動車による過失致死傷などの事件が起きたとき、被疑者がいま基地と基地の間を移動している、書類が何かを運んでいるとか、任務で移動中、公務中だと主張されたら、日本の警察は米軍内部の任務のことですから、本当かどうか確認するのは難しい。

結局、合意すなわち密約どおり、公務中かどうかはつきりしなくても身柄は米軍側に引き渡すことになってしまうのです。本当は公務中ではなかったとしてもです。その結果、日本側が起訴するのは困難になるということです。

この密約は、法務省刑事局の秘密資料、「秘・合衆国軍隊構成員等に対する刑事裁判権関係実務資

料」、(さきほど写真でお見せした国会図書館にある秘密資料です)の中に載っており、次のような解説があります。要するに米軍関係者という「特殊の地位」に配慮して特別扱いをするということです。

「公務執行中のものであることが明らかでない以上は、わが方で身柄の拘束を続けてもよいとすることは、被疑者が軍隊の構成員又は軍属という特殊な地位にあることをかんがみ妥当でないので、とりあえずその身柄を軍当局に引き渡す」

これによつて公務外の犯罪が見落とされたケースも少なくないのではないかと思います。

「特殊な地位にかんがみて……」、類似した言い回しが最近、「森友文書」でも出てきていますけど、こういうのがちゃんと権力側の資料に臆面もなく書いてあるわけです。

しかし、日本の法律である刑事特別法、地位協定にもとづく米軍関係者の刑事事件に関する法律の第一一条では、日本国当局に逮捕された米軍人・軍属の身柄は、公務中だったと明らかに認められた場合のみ、米軍側に引き渡すと規定されているのです。

つまり、明らかに公務中と認められない段階、すなわち公務中かどうかはつきりしない段階では、身柄を米軍側に引き渡してはならないのです。

だから、「身柄引き渡し密約」は刑事特別法という国内法の規定に違反しています。表向きは刑事特別法で処理すると見せかけて、裏では日米合同

委員会の密約で法律を超越して米軍に有利に処理する仕組みがつけられているのです。

これは大問題です。日本の法律である刑事特別法、それは「安保持例法」のひとつですが、一九五二年に、地位協定が発効するときの国会で可決成立した法律です。

これは六法全書にも載っています、第一条で、日本国の当局に逮捕された米軍人・軍属の身柄は公務中だったと明らかに認められた場合にのみ米軍側に引き渡すとはつきり規定されているのです。つまり公務中かどうかはまだはつきりしない段階では引き渡してはならないと国内法の規定で書いてあります。それなのに、裏では日米合同委員会の密約で法律を超越して米軍に有利に処理する仕組みなのです。

このように、国内法を超越、無視して米軍に有利に取り計らう密約を日米合同委員会がつくりだして、それが今でも運用されているわけです。

さらに「航空管制委任密約」もあります。日米地位協定にも、航空法にも規定がないのに、日米合同委員会の「航空交通管制に関する合意」（一九七五年）によって、米軍に基地上空とその周辺上空の航空管制を事実上、委任して認めるというものです。

具体的には、横田空域と岩国空域での米軍による航空管制が問題になります。

最近よく新聞やテレビでも取り上げられますが、

横田空域は、東京、神奈川、埼玉、群馬、新潟など一都九県にまたがり、首都圏から関東・中部地方にかけての上空を、地上から高度約二四五〇メートル（約七〇〇メートルまで六段階の高度区分の広大な空域を設定したものです。

計器飛行する民間航空機は、米軍に一回一回飛行計画を出して承認されれば横田空域に入れますが、手続きが面倒なこともあり、定期便の民間航空機はここ避けて迂回します。そのため、羽田空港が混雑すると東京湾上空で待機したりすることになるという問題も起きているのです。

東京都にある横田基地と山口県にある岩国基地周辺では米軍機の訓練飛行や輸送機の出入りを優先させるために、米軍が航空管制しているわけです。日本の空の主権が侵害されている状態です。

日本の空では本来、国土交通省が航空管制を全面的、一元的にやるべきだし、国土交通省もそれを望んでいるのですが、米軍は横田空域や岩国空域の返還に応じません。

この横田空域と岩国空域で、米軍はどんな法的根拠があつて航空管制をしているのか。その法的根拠を記した文書を、国土交通省に情報公開法に基づいて開示請求しましたが、不開示でした。

日本政府は「航空交通管制に関する合意」の要旨は、外務省のホームページに公開していますが、合意文書そのものは非公開なのです。要旨には米軍に対して基地とその周辺の空域における航空管

制を認めるとあります。

実は米軍にその航空管制を委任することを日米合同委員会の「航空交通管制に関する合意」で認めています。そのことは外務省の機密文書、「無期限秘 日米地位協定の考え方・増補版」の中に、次のように解説されています。この文書は沖縄の地方紙「琉球新報」がスクープ報道して本にもなり、読めます。

「米軍による右の管制業務は、航空法第九六条の管制権を航空法により委任されて行っているものではなく、合同委員会の合意の本文英語ではデレゲートという用語を使用しているが、これは『管制業務を協定第六条の趣旨により事実上の問題として委任した』という程度の意味」

つまり、日米地位協定第六条では日米安保のために、民間用と軍事用の航空管制を日米間で「協調及び整合」を図り、必要な手続きなどを「両政府の当局間」で取り決めると定めています。実質的には軍事優先・米軍優先なのです。その取り決めが、「航空交通管制に関する合意」です。

自衛隊に対しては国土交通省から、自衛隊基地周辺の管制業務は委任できるといふ航空法上の規定があります。しかし、米軍に委任できるといふ規定はありません。

ところが、法的根拠はないにもかかわらず、日米合同委員会で米軍に航空管制を認めています。占領時代から米軍は航空管制をしていて、独立回復後、日本の運輸省に少しずつ移管していったも

の、横田空域などでの航空管制は既成事実として認めているということです。

国内法を超えて、無視して、日米合同委員会の合意により米軍の特権を認めているわけです。

この委任という言葉が入っている日米合同委員会の「航空交通管制に関する合意」文書の全文は非公開、不開示のままなんです。

それにしても、日米合同委員会の合意がそんなに効力を持つものなのかどうか疑問に思いました。ところが、「地位協定の考え方」は驚くべき解釈を示すのです。外務省の機密文書では、こんな解釈をしています。

「地位協定の通常の運用に関連する事項に関する合同委員会の決定（いわゆる『合同委員会の合意事項』）は、いわば実施細則として、日米両政府を拘束するものと解される」と。

つまり密室での日米合同委員会の合意が、法的定義も不確かな「いわば実施細則」として、たとえば航空法という法律を超越して、日米両政府を拘束するほどの力を持っていると解釈しているわけです。

先ほどの、公務執行中かどうかまだわからない段階でも身柄は米軍側に引き渡すという密約も、刑事特別法という国内法を無視して実行されています。それも、日米合同委員会の合意すなわち実施細則が、日米両政府を拘束するほどの力を持っているから、それでいいのだという解釈になっているわけです。



しかし、これは異常な事態だと思います。

憲法に基づく国権の最高機関である国会にさえも公開せず、主権者である国民・市民とその代表である国会議員に対して秘密にしたまま、そんな解釈をしているのです。

さきほどの在日米軍司令部内部文書の『JOINT COMMITTEE AND SUBCOMMITTEES』（合同委員会と分科委員会）（二〇〇二年）にも、日米双方の代表は単に日米合同委員会委員の代表としてだけでなく、日米双方の「政府を代表する立場」にあり、「合同委員会での合意は日米両政府を拘束する」と

いう説明があります。

しかし、日米合同委員会を設置した法的根拠である地位協定第二五条には、「協議を必要とするすべての事項に関する日本国政府と合衆国政府との間の協議機関」という規定はありませんが、「合同委員会の合意事項は、いわば実施細則として、日米両政府を拘束する」などと全く書かれていないわけです。

もちろん国会で承認された解釈でもない。ただ日米合同委員会の密室でそう合意しただけです。それ自体が巨大な密約そのものじゃないかと私は思います。

ごく限られた高級官僚と在日米軍高官とが密室で結んだ合意が、いわば実施細則として、法律を超越して日米両政府を拘束するほどの巨大な力を有している。まさに立憲主義、法の支配を逸脱する異常な事態としか言いようがありません。

昨年一二月に沖縄の高江で起きたヘリコプター墜落炎上に関して、日本側が事情聴取と現場検証ができない状況はどういうことなのかと、山本太郎参議院議員が日米合同委員会に関連する質問主意書を出しました。

それに対して安倍内閣は答弁書で、「日米合同委員会の合意は地位協定の実施の細則を定める取り決めであることから、その内容について国会の承認を得る必要があるとは考えていない」と答弁しています。

つまり、日米合同委員会で決まってしまうえば、国会が関与する必要はないということですね。国会を全く飛び越えている、無視しているということとです。

最近の森友問題や加計学園問題などでもそうですが、国権の最高機関である国会を非常に軽んじる、立憲主義を蔑ろにする状況が進んでいます。しかし、このような実態は日米合同委員会など地位協定関係、米軍関係のことで言えば、以前からずっとあったことなんでしょうね。

憲法によって権力をチェックするという立憲主義が蔑ろにされている、三権分立が蔑ろにされているということとです。

岡村さんの問題意識と方法論を表す言葉として、「歴史はある日突然に始まりはしない。人間の歴史を本当に理解しようとするには、二〇〇年も三〇〇年も過去にさかのぼり、歴史の結び目と結び目をしっかりと確かめなければならぬ。そうやって自分の力で原因と結果を明らかにしてこそ、初めて歴史から学んだといえる」

これは岡村昭彦著作集4の「我々はどんな時代に生きているのか」に書かれています。この「歴史はある日突然に始まりはしない」というところに注目したいですね。

なぜこのように米軍が特権を持っていて、それによって人権侵害が起きていて、それを日本側が

規制できないのか、こういう現実が続いているのはなぜなのか、といったことを遡っていきながら、特に権力側の資料を検証しながら追究していくと、いろんな実態、「安保法体系」と「密約体系」によって「憲法体系」が侵食されている根本的な構造が見えてきます。

岡村さんの問題意識と方法論は取材や調査のとき、とても大きな足がかりになりました。

日米合同委員会は、米軍の占領時代からの特権を維持し、変化する時代状況に応じて新たな特権を確保してゆくための「政治的装置」です。米軍が日本の高級官僚との密室協議の仕組みを利用し、事実上の治外法権・特権を日本政府に認めさせる一種の「権力構造」なのです。「いわば実施細則」の合意に法律を超えて、「日米両政府を拘束する」効力を持たせる仕掛けも、そのためです。

公開する必要のない密室の合意によって国内法を超えて、事実上の治外法権・特権を日本政府に認めさせる一種の「権力構造」で、私の言う「謎の権力構造」とはこのことなのです。

日米合同委員会の高級官僚たちは、「安保法体系」と「密約体系」と、いわば一体化して、憲法による法の支配に服さず、法の支配の枠外に出ているのです。日米合同委員会は立憲主義を侵食する闇の核心部とも言えます。このままでいいはずがありません。

国会に早く「日米地位協定委員会」を設置して、

国政調査権により日米合同委員会の合意文書や議事録の全面的な情報公開をさせるべきです。

そして地位協定の解釈と運用を国会の管理下に置き、地位協定の抜本的改定と日米合同委員会の情報公開と米軍の特権を認める合意・密約を廃棄するべきです。ゆくゆくは合同委員会の廃止が必要だと私は考えます。

いま沖縄県も、沖縄県や神奈川県など基地を抱えている自治体の集まりも、日本弁護士連合会も、不平等な地位協定の抜本的改定を提唱しています。もちろんその抜本的改定も必要ですが、改定をしても合同委員会の密室の合意システムが残れば、米軍優位の構造は解消されないのです。

最近、地位協定の国際比較に関する本も出ていて、いろいろとわかってきたことですが、ドイツやイタリアでは米軍に対して規制できるように地位協定を改定したりしています。飛行訓練をする場合も、ドイツ側、イタリア側のそれぞれの当局に届け出て、承認されたうえで米軍は訓練ができるというふうになっています。

また環境汚染などがあった場合、ドイツやイタリアでは国内法を基本的には適用することになっていて、事前通告のうえで立ち入って検査できるようになっていますし、環境汚染の原状回復義務も課せられています。

イタリアでは、米軍基地の管理権はイタリア軍司令官が持っているのです。

日本の場合にはアメリカ側の同意を得なければ、基地への立ち入り検査もできず、基本的に日本の国内法は、米軍に尊重する義務はあるけれども、厳密には適用されない状態です。

基地の管理・運営についても、ドイツやイタリアでは、住民の生活の安全などが侵害されるとわかったときには規制できるようになっています。日本では米軍機の騒音公害訴訟の例で述べたように、日本の行政権が及ばない、規制できないことになっていて、大きな違いがあります。

日本政府もやる気を出して、ドイツ、イタリアのようにしっかり交渉すれば、基地被害、人権侵害を防ぐ規制もできるはずですが、自民党政権にはこれまでそういった姿勢が全く見られません。

真の主権回復と主権在民の実現が大事だと思えます。この国が戦後七〇年あまりにわたってかかえる課題が、日米合同委員会の問題に鋭く映し出されているのです。

岡村さんとお会いしたNHK『若い広場』の番組収録後、出演者でビールを飲みに行ったとき、岡村さんから聞いた話の中で私がよく覚えている言葉があります。

「専門家にだけ、重要な選択をまかせてはおけない。多くの人が開かれた場で、豊富な資料と知識を元に意見を交わしてジャッジすることが必要だ」つまり、多くの人が開かれた場で、豊富な資料と知識を元に意見を交わして判断することが必要です。民主主義にとって情報公開が重要であると

いうこの言葉は、とても大事だと思います。

日本にも公文書管理法があります。国の行政文書管理に関する法律ですが、その第一条には、こう書かれています。

「この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び、利用等を図り、以て行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする」

公文書は健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源です。岡村さんが言うように多くの人が開かれた場で、豊富な資料と知識を元に意見を交わしてジャッジするために必要なものです。権力側、行政機関が持っている公文書が公開されない、主権者である私たちは正しいジャッジができません。政府が資料を秘密にして、知識を得られない現状を強いるということではいけないと思うんです。

それから情報公開法です。これは公文書管理法

の前にはできたものです。第一条に法律の目的として、こう書かれています。

「この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする」

公正で民主的な行政、つまり民主主義は国民の理解と的確な批判がなくてはいけない。そのためにはやはり岡村さんが言うように、「多くの人が開かれた場で、豊富な資料と知識を元に」というところが大事だと思うんです。

ですから日米関係についても、安保条約とか地位協定、米軍基地の問題については、いろいろな意見があるし、それは当然なことです。ただ、主権者である私たちが互いに意見を交わして、それぞれが判断するためには、民主主義の根幹である情報公開がより一層進まなければなりません。

日米合同委員会の秘密合意も含めて、洗いざらい出さなきゃいけないのです。また、沖縄密約や核密約の問題などもあります。民主党政権時代に一部公開された文書もありますが、日米関係、米軍関係では、まだまだ公開されていない文書が、膨大にあります。

日米関係以外でも、たとえば今国会での労働関連の法案審議で、政府側が出してきた裁量労働制

の時間データがデータラメだったわけですから、ちゃんとした公文書管理と情報公開が重要だと、繰り返して声を上げなければなりません。

岡村さんの問題意識と方法論に触発されながら、私はこう考えます。

権力側の資料を逆手にとって問題の核心を抉り出す。権力側の資料の山に分け入って、歴史の結び目と結び目を確かめ、背後の闇をも探っていく。そのため証拠力の強い資料が必要だ。

岡村さんが、膨大な資料を集めて残したのも、私たちが問題意識を研ぎ澄まし、歴史の主体となって歴史に参加するための道筋を開こうとしたからにちがいない。岡村さんの資料は静岡県立大学附属図書館岡村昭彦文庫にあります。

真の主権在民の実現のために証拠力の強い資料が公開されなければいけません。ジャーナリズムの役割も、隠された事実を明らかにして、市民が開かれた場で豊富な資料と知識を元に意見を交わしてジャッジするための資料を提示することだと思えます。ご清聴ありがとうございます。

質疑応答

質問(比留間洋一)ここから質疑応答に入ります。まず私のほうからお尋ねします。地位協定の国際比較のお話がありました。韓国とかフィリピンにも、合同委員会があるのでしょいか。ないとしたら、合同委員会は日本にしか残っていないものなんでしょうか。

吉田 国際比較に関してはいろいろな本が出ています。米軍が駐留している国は多く、私も全部のことはわかりません。

韓国には米韓地位協定があります。協議機関としての日本の地位協定の第二五条と同じように、運用に関する合同委員会を設置して協定の目的遂行にあたって必要な協議をする日米合同委員会にあたる組織がありますね。

比留間 そうすると、日本の特殊性みたいなことって何かあるのですか。

吉田 末浪靖司さんというアメリカの公文書から日米関係問題の調査をしているジャーナリストが書いた、『機密解禁文書にみる日米同盟』という本が二〇一五年に高文研から出ています。

その秘密指定解除されたアメリカ国務省の文書の中に、一九七二年、当時の駐日アメリカ大使館のスナイダー一等書記官が当時の駐日アメリカ大使に、「この日米合同委員会での、アメリカ側は軍人、日本側は官僚という形式での協議機関は異常で、日本と同じような地位協定を結んだ台湾や韓国を除いては世界中どこにも見られないと報告したとあります。

アメリカ大使館がまだ存在していなかった占領中につくられた米軍幹部と日本政府官僚との直接の関係(合同委員会)が、占領が終わってからかなり経っているにもかかわらず、不透明な関係のまま続いているのは異常と報告しているのです。

日米合同委員会は、一九五二年四月一日に日講和条約と安保条約などが発効する直前、日本

占領末期の五二年三月四日、予備作業班という形でつくられたのが始まりです。それは日米合同委員会の前身の組織です。

日本側代表は当時の外務省国際協力局長というアメリカとの外交関連を扱う部署の局長。委員としては大蔵省や特別調達庁という占領軍(米軍)の調達関係を扱う官庁(後の防衛施設庁)の高級官僚たちです。アメリカ側は連合国最高司令官総司令部(GHQ)の高級軍人たちです。それが予備作業班として協議機関をつくり、そのメンバーがそのまま横滑りして、やがて日米合同委員会になるんですね。

占領下では連合国最高司令官が出した指令によって、旧日本軍の基地の接収もしています。また、基地拡張などのために私有地が必要になって、その土地を賃貸借できない場合は、強制収用ができるという指令も出されました。当時のマッカーサー最高司令官の指令という形式です。

それが講和後、米軍は占領軍から駐留軍に法的立場を変えました。それに合わせて、土地等使用特別措置法という、米軍が必要ならば私有地を強制収用できる法律を安保特例法としてつくるので、占領時代に米軍が確保していた特権を、今度は日本政府が特例法・特別法をつくって保障するというやり方です。

その法案づくりに、日米合同委員会の前身である予備作業班が関わっていたわけですね。占領時代、アメリカ側の命令は絶対的な力を持っていました。占領が終わって、予備作業班から日米合同委員会と名前が変わっても、本質的な部分はそのまま続

いていたのです。

一九七二年、アメリカ大使館のスナイダー一等書記官は、インガンル大使に、占領が終わってから、ずいぶん経っているし、いつまでもそういう不透明な関係はよくないと報告したのでしよう。

国際協議の場にふさわしいように代表を軍人対文官じゃなくて、軍人は一部入っているけれども、文官である大使館公使などが中心になるべきだといったことを、国務省に提案しました。

しかし、米太平洋軍司令部という、在日米軍の上部組織と国務省がやりとりした結果、米太平洋軍司令部は、合同委員会はいろいろな作業をしているが、軍事部門のルートでうまく処理されているし、うまく組織されていて、日本政府側からも変更するよう求めてきた形跡もないので、このままでもいいと主張し、結局、従来のままとなったようなんです（会場どよめき）。

要するに国務省は口出ししなくていいと、米軍側が主張したと国務省の文書に書いてあるのです。これは、末浪靖司さんが秘密指定解除されたアメリカ国務省の文書を訳されて明らかになったことです。

そんなわけで日本では占領時代の関係が今も続いているという、非常に特殊な面が背景にはあるんじゃないかと思えます。

比留間 ありがとうございます。

質問（田中秀行）本日はありがとうございます。かつて日本には統帥権というものがあり、明治憲法下でも三権分立があつたにも関わらずその上に

統帥権があつて、妙な方向へと日本を導いていきました。その統帥権と、この日米合同委員会がオーバーラップして仕方ないのですが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

吉田 統帥権というか、戦前は軍部の命令、作戦とかに関しては天皇が大権を持っていたわけですよ。同じように米軍の運用に関して日本政府は規制できません。米軍は日本での軍事活動を、米軍が必要であると思えばいつでも行うことができるという特権を持っているわけです。

日本敗戦後の占領時代、当初はポツダム宣言に基づいて軍国主義勢力を駆逐するということで、再び日本を軍国主義国家にしないという連合国側、アメリカ側の方針があつたわけです。

しかし、米ソ冷戦によってアメリカは占領政策を転換していきます。そして朝鮮戦争が始まると、日本では警察予備隊という再軍備が始まり、やがて自衛隊になっていきます。

日本を共産主義陣営に対する防波堤として、資本主義陣営の一環に組み込もうというのが、アメリカの世界戦略、対日政策の大きな柱になつたわけです。そうしたアメリカの戦略・政策の影響が今日まで続いていると思われれます。

アメリカは朝鮮戦争、ベトナム戦争、湾岸戦争、イラク戦争など世界各地での武力行使、軍事作戦のために、在日米軍基地を自由に使っています。

米軍のフリーハンドの軍事活動と基地の維持を日本政府にどう認めさせ、なおかつ費用などいかに負担させるかということが、アメリカ側の安保政策の大きな柱だと考えられます。

そのために必要な要求を直接日本の政府機関、官僚機構に対してする便利な仕組みが、日米合同委員会ということなのです。

そして、先ほどの統帥権という意味では、米軍は戦時において実質的に自衛隊を指揮下に組み込む、米日軍事共同作戦を計画しています。

もともと米軍の軍事顧問が来て、自衛隊を養成した歴史があります。自衛隊制服組と米軍人との協議で、朝鮮半島有事が起きた時に自衛隊が米軍にどう協力するかというような共同作戦の研究が、ひそかに行われてきました。

一九七八年に「日米ガイドライン」ができ、アジア太平洋地域で紛争が起きたとき自衛隊がどう米軍を支援するかということを、防衛協力小委員会、直接制服組同士で緊密な協議をし、必要であればその作戦に自衛隊を実際にどう組み込んでいくかを決めていくようになったのです。それは、日米合同委員会とは別の枠組みでの協議です。

ですから、自衛隊も含む日本の政府機関を、アメリカの軍事戦略に必要な応じて活用する枠組みは、日米安保体制の中で、様々な形でつくられているのが実態です。

質問（廣田尚久）今日はどうも大変興味深いお話を聞かせていただきましてありがとうございます。憲法体系の中で生きていく日本国民は法令を守る義務があるわけですよ。

ところがこの日米合同委員会の合意というのは、単なる日米政府間の約束であつて、国民を直接拘束するものではないわけですから、それが国内法

でないかぎり国民は守る必要がないわけでしょう。たとえば横田空域の問題も、これを破った場合、いったい日本政府はどうするのでしょいか。たとえば民間航空が危険を冒してでも横田空域を突破したとき、政府はいったいどうするんですかね。アメリカは、米軍はどうするんでしょうか。



吉田 横田空域の問題については、外務省の機密文書「日米地位協定の考え方」に、横田空域関連の航空管制の解説がいろいろあります。その中で、米軍が基地と基地周辺の上空で、飛行場管制と進入管制の業務を実施していることについては、国内法上の根拠が問題となるが、この点は合同委員会の合意しかなく、航空法上積極的な根拠規定はないと説明されています。そして、米軍による管制業務は、厳密な航空法の解釈としては航空法上の意味がないので、日本国民はこれに従う法的義務はないものと考えられると説明されています。

ですから、民間航空機はたとえば日本航空であれ外国の航空機であれ、横田空域の中を米軍に事前に飛行計画を出さず、承認を得ずに飛んだとしても罰せられることはないですね。

たとえば私有地を基地のために強制収用するなど、国民の権利に触れる場合は、特例法、特別法といったかたちで国内法をつくらない限りは勝手にできないわけです。

政府が日米合同委員会の合意に従って国内法と矛盾することをやり続けているわけですから、国民は確かに、おっしゃるように従う義務はないのだと思います。

廣田 ですからね、この密約ということをやっている限りは、それはそれなりに盲点があるんじゃないかと私は思うんですよ。

で、もう一つ言えば、どうやってそれを守らせているのかというところに問題があるんじゃないでしょうか。実際問題として民間航空がどんどん飛ばせば、そんな密約なんか殆どすつ飛んじやうわけですよ。そうならないところに、何か問題があるんじゃないか私は思うのです。

吉田 那覇の管制にしても国土交通省の管制機関が米軍のやり方を認めて、やっているのです。

廣田 そうですよ。なんか事実上それを守らせるような動きがあるんじゃないかという見方はできませんか。

吉田 うーん。そこまでよくわからないんですけど、結局日米合同委員会の合意に従って、日本政府のいろんな関連当局が処理しているということは間違いないようですね。

廣田 ありがとうございます。

吉田さんは日米合同委員会はいずれ廃止すべきで、そのためにはまず国会に「日米地位協定委員会」を設置し、国政調査権で情報公開すべきだと仰いました。が、今、国会のなかにそういう動きがあるのか、ないとすればどうやってつくればいいのか、そういうことを考えている国会議員がいるか、そのあたりを伺えればと思います。

吉田 私の知る限りでは今はその動きはありません。そこで私が提唱しているのです。

ただ、今のところ動きはないのですが、野党の議員の人たちの中に日米合同委員会は問題だ、とにかく情報公開を求めようと、たとえば山本太郎参議院議員が質問主意書を出して政府に迫っているなどの動きはみられます。やっぱり今の国会の議席勢力といえますか、自民党と公明党が多数を占めている状況のなかではなかなか難しいと思います。

最近の森友文書改ざん問題を見てもそうですけれど、本来は特別委員会をつくって、国政調査権を発動して、根本的な疑惑を全部洗い出さなきゃいけないわけです。しかし与党側、自民党、公明党が抵抗して実現しません。この問題も、いまの自公政権、安倍政権のもとで、いわゆる小選挙区制による弊害もあると思われまます。

こういう問題については、国権の最高機関である国会が直接タッチして、与野党超えて国会議員に問題意識を持ってもらいたいし、結局はやっぱり世論の盛り上がり的大事だと思いますか、何事も

そうだと思うんですね。

私もまだまだ一冊本を出したぐらいでは全然浸透しませんけれども、こうした事実をもっと多くの人が知って、これはやっぱり問題だ、少なくとも日米合同委員会のシステムを続けていく不透明なやり方はおかしいと声を上げ、情報公開を求めていくところから始めて、もっと実態を明らかにしていくように迫る世論を喚起していきたいと思っています。

最近では、沖縄県の翁長知事も、日米合同委員会を見直さなければいけないと語っていますし、日本弁護士連合会などでも、基地問題を研究していた部会で少しずつ関心を持ち始め、僕も勉強会に呼ばれて話をしてきました。

私もジャーナリストという立場で、こうした隠された事実をもっと明らかにして、皆さんに問題意識を持ってもらえるような資料を掘り起こしていきたいと思っています。



質問（眞田雅夫） 少し別な観点から質問させていただきます。学生の頃僕はベ平連

の活動をやっていた時代がありました。その時、横田基地の近くで黒人兵に追いかけられ、死ぬ思いをした経験があります。

今年の一月、その横田基地のなかに入りました。それはマラソン大会なんです（会場笑）。マラソン大会ですとオフィシャルに入れますので、ハーフ（二〇km）を走ってきたんです。軍事施設なのでコンクリートが固かったのを走りながら感じました。また滑走路の脇を走った時に、東富士演習場の方が目の前に見えてくるんですね。ですから、彼らの距離感、飛び上がった時の距離感から言ったら、ものすごくこう手に取るように我が物顔にやってくるんだという実感を受けました。

また一万人以上のランナーたちが帰るときに、正面玄関のところまでピストルをつけた日本人警備員たちが輪を持って狭めてくるんですね。あのときここは軍事施設なんだと思いました。

疑問点なんですけれど、あのインガンソル大使のことが出てきましたが、国務省に不透明な組織は止めたほうがいいんじゃないかっていう話で、結局、米軍の上の方に説得されて叶わなかったというところは、アメリカの軍隊が果たしてシビリアンコントロール下にあるのかということです。

もう一つですが、二、三年前、日本政府のことを追求していた神奈川のある弁護士が、あるとき税務調査で決定的にやられたという話を聞いたことがあるので、ひよっとしたら吉田さんにもそういうことが起きていないのかな、と（会場笑）。

吉田 アメリカ軍のシビリアンコントロールがど

こまでできているのかはわかりませんが、基本的には米軍も、国防長官のシビリアンコントロール下にあるということになっていますね。

駐日アメリカ大使から国務次官を通して国務省から提案がなされても、それを米太平洋軍が必要ないというので、結局従来のやり方を続けることになったのは、この場合、駐日アメリカ大使からの提案より太平洋軍司令部側の発言力のほうが影響力が強かったのでしょうか。私もそのへんのところの確信はありません、推測です。

それから、もう一個の質問の税金のこと、今のところ私のところは別にそういう問題や圧力とかということはないですね（会場笑）。

眞田 それはよかったです（笑）。

比留間 はい、ありがとうございます。時間になりましたので、これで質疑応答は終わらせていただきます。と思います。

最後に閉会の挨拶としまして、岡村さんの長女佐藤純子さんからご挨拶をいただきます。



佐藤純子さんの挨拶

岡村昭彦の長女の佐藤純子と申します。初めての方もいらつしやいますし、毎年お会いしている方もいらつしやいますが、本日はお集まりいただいてありがとうございます。

実は今日三月二四日は父の命日です。亡くなってから三三年。毎年、このような会を地道に重ねて来られて、またこれからも続けていただけるでしょうし、私も参加したいなと思っております。

今日函館から参りましたが、今年函館は四〇年ぶりの大雪でした。こちらもそうだったようですが、気候の変動が激しく大変な時を過ごしました。

父の若い頃、それこそ昭和二八年〜三二年頃、まだどういう方向に行くかもわからない時代を函館で過ごしておりました。そんな函館市文学館で去年、佐藤国男という版画家の方と岡村昭彦展というのをやりまして、少しずつ父のものを文学館の方に寄贈し始めています。

私が残してきた遺品と、いまここにある川田喜久治さんがその頃撮ってくださった父の若いときの写真ですが、まだ海のものとも山のものともわからないような父の写真です。

当時『新週刊』という週刊誌の編集をしていました。そのときに筑豊の上野英信さんたちと知り合い、その週刊誌が何年間か出ました。その古い雑誌を何年分か集めてみたのですが、内容としては、あ、そうなのかなっていうものですが、ただ一生懸命、みんな一生懸命つくっていたようですね。父はその頃まだ写真を撮っていなかったので、

それが休刊になったことで、今度は父が写真を撮るようになって、ベトナムの方に、写真を撮る方向にやって行ったんですね。

この会には父の生前のことを知っている方もいらつしやいますし、晩年やっていたホスピスのことに関わっている方や生前の父は知らないけれど、父の考えとかをずっと継承して下さっている方がお見えになっていきます。本日お越しの廣田弁護士さんは、昔から父がお世話になり、いまでもお付き合いくださっていて、本当にありがたいと思っています。

今日、こちらに来るとき、むのたけじさんとの対談集の『1968年―歩み出すための素材』というのをちよつと読み直しましてね。その中に何回か繰り返し出てくるのですが、こういうことなのかと、私も年を重ねて思うようになったことがあります。

「私たちが提供した素材を否定したり、肯定したりしながら、明日に歩み出すための素材としてもらいたい」

父の残した考えを肯定したり否定したりしながら、兄貴の言葉だと思つて、これからは進んで行ってほしいなと願っております。

比留間 どうもありがとうございます。私からひとつだけアウンスさせてください。

吉田さんの話にもありましたけど、静岡県立大学附属図書館に岡村昭彦文庫という岡村昭彦さんの一万八〇〇冊の蔵書を収めた文庫があります。実は二〇一八年が一〇周年になります。それに合

わせて、その本以外にも岡村さんのいろんな資料がありまして、それは今まで未公開でしたし、整理分類もされていなかったんですけども、AKIHIKOの会の会の大住敏子さん、細野容子さん、佐藤蓉子さん、宮島安世さんにボランティアで協力いただきこの一年かけて、整理分類しました。岡村文庫と別に部屋を設けて岡村資料室(仮称)をつくることになりました。

そこで二〇一八年一月一日記念講演会を開催することが決まりました。皆様には改めてご案内いたしますが、是非とも静岡の方に足を運んでいただけて岡村さんの文庫、そして新しい資料室を見ていただけたらとてもありがたいです。本日は誠にありがとうございます。

【講師略歴】吉田敏浩(よしだ・としひろ)

ジャーナリスト。一九五七年、大分県臼杵市生まれ。一九七七年よりビルマ、タイ、アフガニスタンなどアジアの多様な民族を訪ねる。八五年三月から八五年一〇月まで、ビルマ(ミャンマー)北部のカチン人など少数民族の自治権を求める戦いと生活と文化を長期取材した記録『森の回廊』(NHK出版)で、九六年に第二回大宅壮一ノンフィクション賞を受賞。近年は戦争のできる国に変わりつつある日本の現状を取材。著書に『北ビルマ、いのちの根をたずねて』(めこん)『ルボ戦争協力拒否』(岩波新書)『反空爆の思想』(NHK出版)、『密約 日米地位協定と米兵犯罪』(毎日新聞社)、『人を“資源”と呼んでいいのか』(現代書館)、『赤紙と徴兵』(彩流社)、『沖繩 日本で最も戦場に近い場所』(毎日新聞社)、『日米合同委員会』の研究』(創元社)など。二〇一七年、『日米合同委員会の研究』で、日本ジャーナリスト会議賞(JCCJ賞)を受賞。

事務局からのお知らせ

1. 静岡県立大学附属図書館に、「岡村昭彦資料室」が10月オープン

「岡村昭彦文庫」は今年(2018年)開設10周年になりました。10周年に向けて行われていた未整理の冊子：パンフ・コピーなどの資料の仕分けができ、「資料室」が10月をめどにオープンします。資料の中にはアキヒコ自筆メモやベトナム語を勉強していた跡の残る使いかけノートや、講演の記録など興味深い資料が多々あります。

資料室は、小幡壮図書館長、岡田克彦図書館事務局長の協力により、岡村昭彦文庫と同じ1階に開設。アキヒコの会のメンバーが何度も足を運び資料の仕分けをおこなってきました。その数ごとつとファイルボックス154箱。大分類として、「戦争・世界史」、「環境」、「バイオエシックス」、「その他」、「アキヒコ」の5つに整理されています。

この資料室の目的は、保存だけでなく、調査研究に活用していただくことです。管理上、調査研究を目的とした利用申請があった場合に入室可能となりますが、今回は次の日程で開催される記念講演会の当日に特別に見学会が開催されます。比留間洋一(岡村昭彦文書研究会)

2. 静岡県立大学附属図書館 岡村昭彦文庫 10周年記念講演会開催

岡村昭彦資料室オープン、岡村昭彦文庫10周年を兼ねて、記念講演会が開催されます。企画者である小幡図書館長の思いは、今後よりいっそう岡村昭彦文庫と資料

室を活用してほしい。とりわけ継承者となる若手研究者と、定年後のセカンドライフも学び続けている静岡県民に今一度、広く活用を呼びかけたい、というものです。この観点から、講演者3名が選定されました。

詳細な日時、場所は決まり次第、静岡県立大学やAKHIKOの会のホームページにてお知らせします。まずはご予約頂ければ幸いです。

2018年11月11日(日)

時間：13時～資料室見学会、14時～講演会

場所：静岡県立大学附属図書館(静岡市駿河区谷田52)

講演1 比留間洋一(星城大学)

「岡村昭彦資料室の可能性」

講演2 岩間優希(中部大学)

「岡村昭彦とベトナム戦争報道」

講演3 畑中久泰(元静岡県高校教師・社会科)

「高校「世界史」—私の「1968年」—六・三制育ちと岡村文庫」

3. 「没後のアキヒコ・オカムラ」資料編

2017年

6・8 岩波書店『水俣を伝えたジャーナリストたち』平野恵嗣

9 函館市文化・スポーツ振興財団情報誌「ステップアップ」2017年9月号(vol.342)

9・2 人文書店『PANA通信社と戦後日本』岩間優希

9・5 Alfred A. Knopf, Geoffrey C. Ward, Ken Burns『The Vietnam War: An Intimate History』

10 函館十字街だより 第28号(平成29年10月号)

10・16 函館市文学館収蔵資料展「佐藤国男と岡村昭彦」

11 北海道新聞「夕刊(みなみ風)佐藤国男と岡村昭彦」

11 メディカル函館 vol.64 「佐藤国男と岡村昭彦」

11・11 読売新聞 道南版「函館ゆかり岡村昭彦資料展」

12 FUJIXEROX広報誌「グラフィケーション」電子版

中川道夫「香港二十年後のいま」

2018年

1・26 岩波書店『松田道雄と「いのち」の社会主義』高草木光一

2・25 静岡県立大学附属図書館岡村文庫「岡村昭彦といのちの思想」ホスピス・生命倫理をめぐって、対談 高草木光一

×米沢慧

4 川島書店『バイオエシックス その継承と発展』丸山マサ美

6・1 図書 6月号 高草木光一「等車の治療」

6・18 春秋社『さい』まで自分らしくあるために—ホスピスの現場から—山崎章郎・二ノ坂保喜・佐藤健・米沢慧

*記事の詳細・新聞記事・書評などは「岡村昭彦の会」のホームページから読むことができます。そのつど更新していきますので、最新情報をご確認ください。

4. 転居なさった方や会からの会報や

3月の「AKHIKOの会」の案内等が

「不要な方へ」

転居で住所が変わられた方、今後会報や案内が不要の方は、お手数をおかけしますが、「一報ください。メールでも結構です。」

『岡村昭彦の会 会報』第28号(2018.7.10)

発行 東京都江戸川区西小岩五—十一—二十七

戸田徹男方「岡村昭彦の会」事務局

TEL&FAX 03—3957—8380

口座番号「00170—6—615123」

加入者名「岡村昭彦の会」

* ホームページ <http://akihiko.kazekusa.jp>

* メールアドレス akihiko-no-kai@kazekusa.jp